

宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 宮代町いじめ不登校対策連絡会議（第2条—第10条）

第3章 宮代町いじめ問題調査委員会（第11条—第20条）

第4章 宮代町いじめ問題再調査委員会（第21条—第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、宮代町立小・中学校（以下「学校」という。）におけるいじめ防止等のための取組の一層の充実を図るため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき宮代町が設置する宮代町いじめ不登校対策連絡会議、宮代町いじめ問題調査委員会及び宮代町いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 宮代町いじめ不登校対策連絡会議

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、宮代町いじめ不登校対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること。
- （2）町内におけるいじめ問題・不登校の現状把握、分析等に関すること。
- （3）その他いじめ問題・不登校の解決に必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 連絡会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

- （1）学校管理職
- （2）学校職員
- （3）学校配置相談員
- （4）宮代町教育支援センター職員
- （5）警察関係者
- （6）児童福祉関係者
- （7）人権擁護委員
- （8）宮代町PTA連絡協議会を代表する者
- （9）宮代町職員
- （10）前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 連絡会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 連絡会議の会議は、第4条第2項第1号から第10号までの委員で構成する全体会議及び同項第1号から第4号までの委員で構成する事務部門会議とする。

4 連絡会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

5 連絡会議は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 連絡会議の庶務は、教育推進課において処理する。

(委任)

第10条 この章に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第3章 宮代町いじめ問題調査委員会

(設置)

第11条 法第14条第3項及び法第28条第1項の規定に基づき、宮代町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第12条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 法第14条第3項に規定するいじめ防止等のための対策に関すること。

(2) 法第28条第1項各号に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に関すること。

(組織)

第13条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、法律、心理、教育等の専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

(委員長及び副委員長)

- 第14条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第15条 調査委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
 - 3 調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 4 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 調査委員会における調査の内容、方法等は、会議において定める。
 - 6 調査委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(会議等の非公開)

- 第16条 会議及び調査の手續は、原則公開しない。

(任期)

- 第17条 委員の任期は、任命した日から第12条に規定する諮問事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

- 第18条 この章に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(準用)

- 第19条 第8条及び第9条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第9条中「連絡会議」とあるものは「調査委員会」と読み替えるものとする。

(学校における調査)

- 第20条 教育委員会は、重大事態等が発生した場合で、法第22条に基づき組織による調査が一定程度進んでいると認められるときは、学校を主体とする組織において調査させることができる。
- 2 教育委員会は、前項により学校を主体とする組織において調査を実施させる場合は、当該組織の中にいじめ問題調査専門委員（以下「専門委員」という。）を配置することができる。
 - 3 専門委員は、法律、心理、教育等の専門的知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

第4章 宮代町いじめ問題再調査委員会

(設置)

- 第21条 法第30条第2項の規定に基づき、宮代町いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 再調査委員会は、町長の諮問に応じて、重大事態に係る調査の結果等について必要な調査審議を行う。

(組織)

第23条 再調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、法律、心理、教育等の専門的な知識及び経験を有する者のうちから町長が任命する。

3 調査委員会の委員であった者は、同一事案において再調査委員会の委員となることはできない。

(任期)

第24条 委員の任期は、任命の日から第22条に規定する諮問事項に係る調査審議が終了するまでの間とする。

(庶務)

第25条 再調査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第26条 この章に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(準用)

第27条 第8条及び第14条から第16条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第14条及び第15条の規定中「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年宮代町条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表 2 附属機関の委員中

介護給付費等の支給に関する審査会の委員	日額 15,000円	日額 300円
---------------------	------------	---------

」を

介護給付費等の支給に関する審査会の委員	日額 15,000円	日額 300円
いじめ問題調査委員会の委員	委員長	日額 22,000円
	委員	日額 20,000円
いじめ問題再調査委員会の委員	委員長	日額 22,000円
	委員	日額 20,000円

」に

改める。

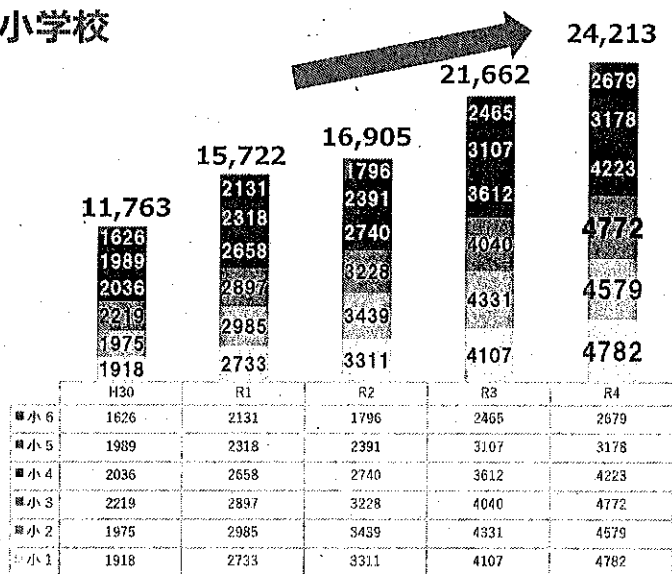
別表 3 その他の特別職に次のように加える。

いじめ問題調査専門委員	日額 20,000円	日額 300円
-------------	------------	---------

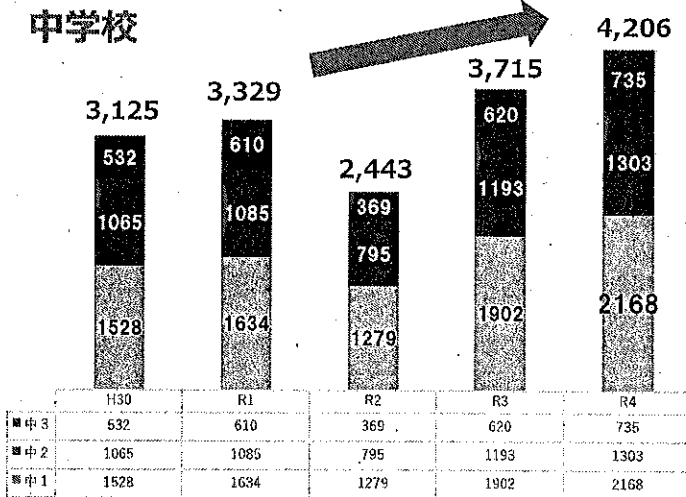
いじめ認知件数の経年変化

○いじめは令和3年度と比較して小・中学校とも増加。 ※令和2年度は、4・5月が臨時休業
 ○5年間の経年変化を見ると、小学校は増加、中学校は令和2年度から増加。
 ○小学1～3年生のいじめは全体の約58.4%。中学1年生のいじめは全体の約51.5%。

小学校



中学校

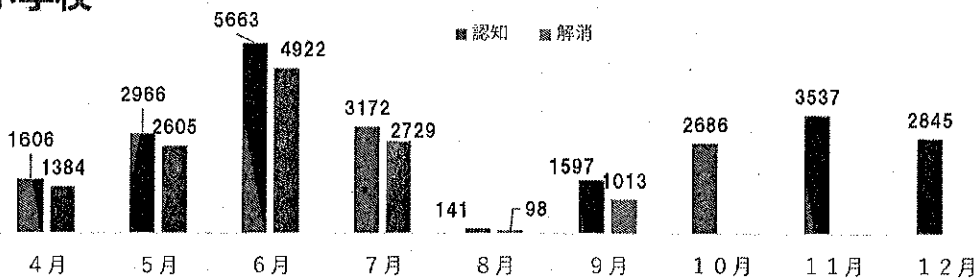


月ごとのいじめ認知件数

※いじめ解消には3か月の見守り期間が必要なため、10～12月の解消は計上なし。

○小・中学校ともに6・11月にいじめを積極的に認知している。
 ○9月までのいじめの解消率は、小学校で約87.3%、中学校で約81.6%（12月末日現在）。
 ○4月のいじめが小・中学校ともに全解消となっていない。→いじめの継続または見守りの長期化が考えられる。

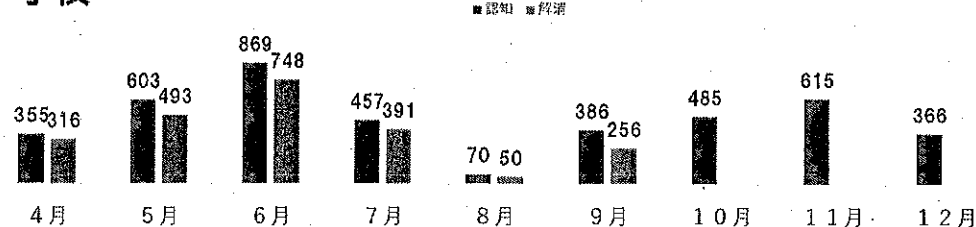
小学校



R4.4～R4.9	小学校
認知件数	15,145
解消件数	12,751
解消率	約84.2%

R3の調査では、約87.3%

中学校



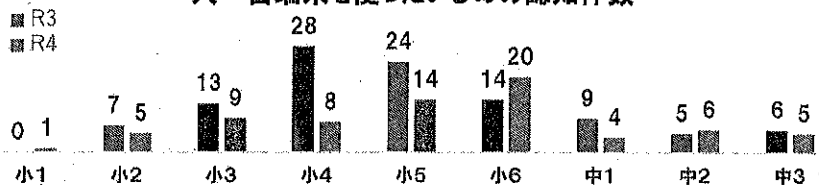
R4.4～R4.9	中学校
認知件数	2,740
解消件数	2,254
解消率	約82.3%

R3の調査では、約81.6%

1人1台端末を使ったいじめの認知件数

- 小学校では5・6年生が多く、中学校では学年による差はほとんどない。
- 1人1台端末を使ったいじめは、R3から小学校、中学校ともに減少している。
- いじめの内容から、1人1台端末を使ったいじめの態様では、画像や動画を使ったいじめも多数見られた。

一人一台端末を使ったいじめの認知件数



	R4.4~R4.12	小学校	中学校
1人1台端末を使ったいじめ認知件数		57	15
いじめ認知件数		24,231	4,206
割合		約0.24%	約0.36%

【1人1台端末を使ったいじめの内容（一部）】

<小学校>

- ・授業中に、オクリンクで悪口を数回にわたり送られた。・勝手に動画を撮影し、オクリンクに投稿された。
- ・他の人のアカウントで入り、学習で使用しているオクリンクに悪口を書き込んだ
- ・スクールタクトの共通編集モードを使用し、自分の課題ページに悪口を書き込んだ。
- ・WEB会議システムの接続確認調査の際に、被害児童が加害児童から執拗に悪口を言われた。
- ・授業中、クロムブックで調べ学習を行っていた際、級友にクロムブックを使われ、卑猥な検索をされた。

<中学校>

- ・授業中に、被害者の写真を無断で撮影して加工し、タイムラインで他の生徒へ送った。・Scratchで悪口を書き込まれた。
- ・無断で撮影した被害者の写真や、過去の写真、悪口等を、ロイロノートの生徒間共有で送り合った。
- ・該当生徒を馬鹿にするような動画を作成し、拡散させた。・端末を勝手に開き、その持ち主を傷つけるメッセージを打ち込んだ。
- ・教室で授業中に被害者という画像をAirDropで送信し、他の生徒に送信していた。・複数名で1名に対してTeamsの強制退室をくり返し行った。
- ・学級閉鎖中のリモート中の顔が映っている画面のスクリーンショットを、ラインで回された。
- ・端末のパスワードを適当に押され、自分のユーザーが削除されてしまった。

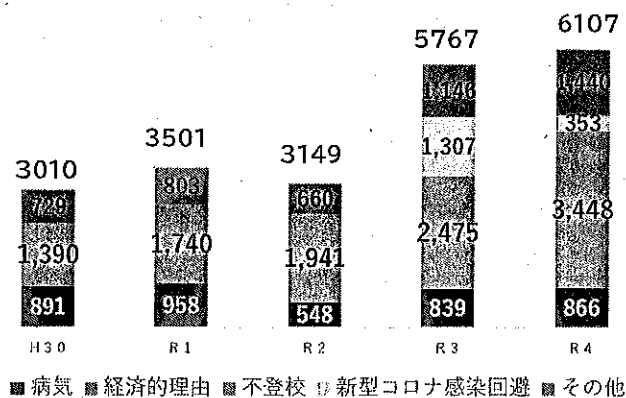
30日以上長期欠席者数の経年変化

- 長期欠席者数は、過去5年間で比較すると、小・中学校ともに増加している。
- 不登校数についても同様に、増加している。特に小学校の不登校で増加の割合が高い。
- (※R2は、調査期間(4/1~8/8)4・5月は臨時休業)

小学校

H30とR4の比較

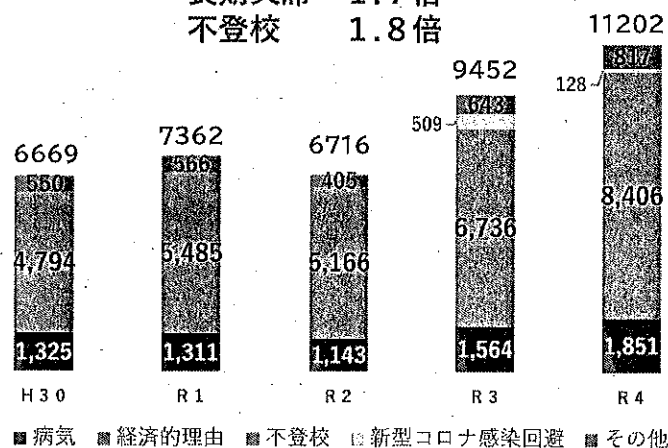
長期欠席 2.0倍
不登校 2.5倍



中学校

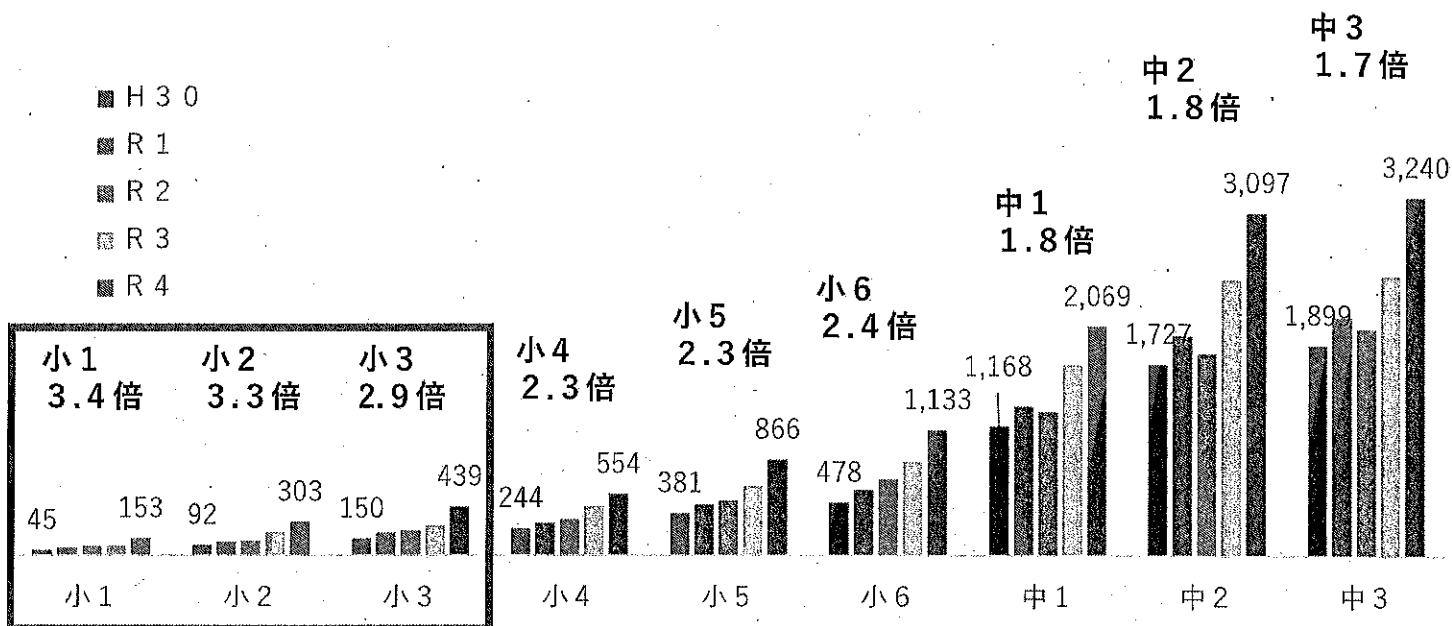
H30とR4の比較

長期欠席 1.7倍
不登校 1.8倍



不登校児童生徒数の過去5年間の経年変化（学年別）

○不登校児童生徒は全ての学年で増加している。
○平成30年と令和4年を比較すると特に小学校1年、2年、3年で増加の割合が高い。



不登校児童生徒について

- ⑥学校のプリントの活用が小中学校ともに多い。
- ⑧授業の配信を受けている児童生徒は小学校45.0%、中学校32.5%であった。
- ⑩指導要録上出席扱いとした不登校児童生徒の割合は、小学校13.2%、中学校13.5%であった。

不登校の児童生徒に、どのような対応をしましたか（実人数）

区分	小学校(割合)	中学校(割合)
① 児童生徒理解・支援シート等を活用した組織的・計画的支援を実施している。	1,902(55.2)	5,018(59.7)
② 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的な支援や家庭への適切な働き掛けを実施している。	2,085(60.5)	6,818(81.1)
③ 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫をしている。	2,136(61.9)	5,165(61.4)
④ パソコン等で民間業者が提供するICT教材や個別学習できるシステムを活用した学習の機会を提供している。	1,314(38.1)	3,172(37.7)
⑤ 市町村立教育支援センター等作成のICT教材を活用した学習の機会を提供している。	389(11.3)	1,376(16.4)
⑥ 学校のプリントを活用した学習の機会を提供している。	2,255(65.4)	6,770(80.5)
⑦ 通信教育を活用した学習の機会を提供している。	213(6.2)	700(8.3)
⑧ ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習の機会を提供している。	1,552(45.0)	2,733(32.5)
⑨ 教育支援センター（適応指導教室）や民間施設等と連携し、学習の機会を提供している。	576(16.7)	1,322(15.7)
⑩ ④⑤⑥⑦⑧⑨を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとしている。	456(13.2)	1,135(13.5)
⑪ その他	146(4.2)	146(1.7)

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携

- SCやSSWの専門家と連携し、教育相談体制の充実を図っている学校が多い。
- (2)の③や④は、他の項目と比較し、連携している学校数が少ない。

(1)SCやSSWと連携した学校数

区分	小学校				中学校			
	SC		SSW		SC		SSW	
	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4
連携した	791	793	625	655	415	414	342	353

(2)SCやSSWとの連携内容別学校数(複数回答可)

	小学校				中学校			
	SC		SSW		SC		SSW	
	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4
①SCやSSWと連携する際は、連携の意図を明確にするとともに、SCやSSWと意図を共有している。	769	777	611	636	406	412	330	342
②不登校の要因を確認する際は、本人や保護者の意見を踏まえ、SCやSSWのアセスメントを実施している。	572	580	438	448	379	381	266	266
③SCやSSWと連携して、スクリーニングを実施している。	180	276	128	204	125	197	79	107
④SCやSSWを活用して、教員の資質向上を目的とした研修会を実施している。	86	116	54	69	103	155	25	50
⑤教育相談部会等で、SCやSSWにも参加してもらい意見等を求めている。	240	238	222	240	383	378	150	167

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携事例

- SCとの連携は、小学校99.3%、中学校99.8%の割合で連携できている。
- SSWとの連携は、小学校82.0%、中学校85.1%でSCと比較して割合がやや少ない。

【SCとの連携事例】

<小学校>

- ・必要に応じて児童や保護者と面談し、教員と情報を共有し、対応を検討する。
- ・生徒指導・特別支援委員会に出席し、配慮が必要な児童について話し合う。
- ・校内巡回を行い、児童の実態や支援の仕方を把握する。
- ・教育相談主任との情報交換や生徒指導委員会での助言を行う。
- ・教育相談部会資料使用し、SCと情報共有を行う。
- ・就学時健診において、新入学児童保護者向けに「子育て講座」を実施する。
- ・必要に応じて適宜ケース会議に参加する。
- ・月に1回程度の相談機会を設けている。
- ・不登校の未然防止の観点で、面談を実施する。
- ・全校児童一人一人と面談を行った。

<中学校>

- ・教育センターの相談員(公認心理師)との連携及び研修会の実施。
- ・昼休みや放課後等の時間に全校生徒との面談を実施する。
- ・生徒や保護者の方向性を統一するために情報共有する時間を設けている。
- ・SCが生徒及び保護者とカウンセリングを行っている。
- ・ケース会議実施。
- ・SSWが必要なケースについて情報共有する。
- ・オンライン教育相談について実施方法を確認し、生徒・保護者へ周知する。
- ・小学校を訪問し管理職や担任から情報を得て、新入生について、校内で支援計画を早期に作成する。

【SSWとの連携事例】

<小学校>

- ・必要に応じて児童と面談したり、授業中の児童の様子を観察したりして、教員と情報を共有し、対応を検討する。
- ・生徒指導委員会や特別支援委員会、ケース会議等に参加し、情報共有や意見交換を行う。
- ・校内巡回をし、児童の実態や支援の仕方を把握を行う。
- ・教育相談部会資料を後日SSWに渡し、情報共有を行っている。
- ・SSWに家庭訪問をしてもらっている。家庭支援センターと連携している。

<中学校>

- ・教員と共に、家庭訪問や保護者・本人と面談を行った。
- ・中学生の小学生時代の様子などを含めた情報提供。
- ・不登校児童宅に家庭訪問を実施するなど、学校と家庭を繋いでいる。
- ・小中学校児童生徒の学校や家庭での様子等の情報交換を隔週で実施し、連携や協力体制がある。
- ・母親の子育ての相談を行っている。
- ・教員の立場では入り込めない部分をSSWが入り、環境面を整え、生徒の精神面の安定が図れるように支援している。
- ・保護者との面談や家庭訪問を一緒に行っている。
- ・年度当初に不登校生徒に対する情報交換を行い指導等を得ている。
- ・SSWが、生徒の家庭へ訪問し、社会福祉課とも連携して連絡を取っている。
- ・SCと必要なケースについて情報共有し、対応している。
- ・福祉支援が必要な家庭に対し担任と共に家庭訪問した後、定期的に対応している。
- ・SSWと対象生徒のケースを協議し、必要な行政サービスや関係機関に対し、SSWと学校とが分担しながら対応している。
- ・特に家庭訪問等で支援願いたい家庭に対してケース会議を開き、SSWから助言・対応策の共通理解を図った。

いじめの認知について

～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで30倍以上の開きが生じています（平成26年度問題行動等調査）。この差は他の調査項目（暴力行為や不登校など）における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

● 調査結果を見た保護者や地域の心配

- ・【不信】ちゃんとした調査だろうか？なんで〇〇県と隣の〇〇県でこんなに違うんだ？
- ・【誤解】こんなに認知件数が多い〇〇県は、子供たちが荒れているのではないか？しっかりといじめ防止対策を取っているのか？
- ・【疑念】〇〇県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないか？

◆ 先生方それぞれでいじめの捉え方の差があるようです。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けるのと同時に、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。

いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれませんが、しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

◆ いじめの認知を正確に行うことは極めて重要です。

- ・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
- ・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかがなものか」



といった声を聞くことがよくあります。

確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで・・・、一回きりだから・・・）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならないとされています。

◆ いじめの定義を再確認しましょう。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。

なお、物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱ってください。



◆ 具体的な事例で確認してみましょう。

事例

(定期的に実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。)

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

文部科学省は、この事例を題材に、10都道府県(域内の市町村を含む。)の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は18名中17名(約94%)がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、18名中2名(約11%)がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「30倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

◆ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

◆ いじめの認知に関する文部科学省の考え方

1 いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。

いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し(件数は増える)、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

2 組織で認知し対応することが重要～ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集合しなくても機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してください。

また、学校の組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事案に対応する中では、迷うこともたくさんあります。そんなときは「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか？」とためらわずに発言してください。

町内のいじめ・不登校の現状について

宮代町教育委員会

◆「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」による

1 いじめの認知件数の推移（直近5年間）

	H30	H31・R1	R2	R3	R4
小学校	142	132	170	246	543
中学校	18	14	16	10	11
合計	160	146	186	256	554
解消数	135	137	141	226	351
年度内解消率	84%	94%	76%	88%	63%

2 不登校児童生徒数の推移（直近5年間）

	H30	H31・R1	R2	R3	R4
小学校	3	2	2	4	15
割合	0.20%	0.14%	0.13%	0.26%	0.97%
※県割合	0.51%	0.47%	0.72%	0.90%	
中学校	19	19	11	18	29
割合	2.69%	2.67%	1.56%	2.67%	4.23%
※県割合	3.14%	3.11%	3.58%	4.46%	
合計	22	21	13	22	44
割合	1.01%	0.96%	0.59%	1.00%	1.97%
児童生徒数	2176	2186	2197	2203	2237

3 現状について

*令和4年度の「いじめの認知件数」は小学校543件（297件増）、中学校11件（1件増）となった。定義に当てはめると様々なトラブルが全て「いじめ」に該当し、指導が困難だったり、解消までに時間を要したりするケースが増加している。

*令和4年度の「不登校児童生徒数」は、小学校15名（9名増）、中学校29名（9名増）となった。44名の不登校児童生徒のうち、昨年度からの継続不登校児童生徒が20名、新たな不登校児童生徒が24名であった。（令和4年度から教育支援センターが開設され、教育支援センターに通う児童生徒は不登校にカウントされる）

*不登校児童生徒及び家庭への支援として、学校復帰が一つの選択肢ではあるが、それに執着することなく、本人や保護者の意見も聞きながら、9年間を見通した支援及び義務教育終了後の道筋をつけられるような支援を行うことが重要である。

4 町の主な取組

- (1) 宮代町いじめ防止基本方針の策定【各校も策定／HPに掲載】
- (2) 宮代町いじめ不登校対策連絡会議の実施【年3回】
- (3) 宮代町教育支援センターの開設【平日9：00～16：30】
- (4) さわやか相談員【週5日×3名】及びボランティア相談員【週3日×3名】の中学校への配置と活用
- (5) 不登校対策学習支援員の配置と活用【週3日×3名】
- (6) スクールソーシャルワーカーの配置と活用【週2日×1名】
- (7) スクールカウンセラーの配置と活用【小・年11回／中・年20日or40日】